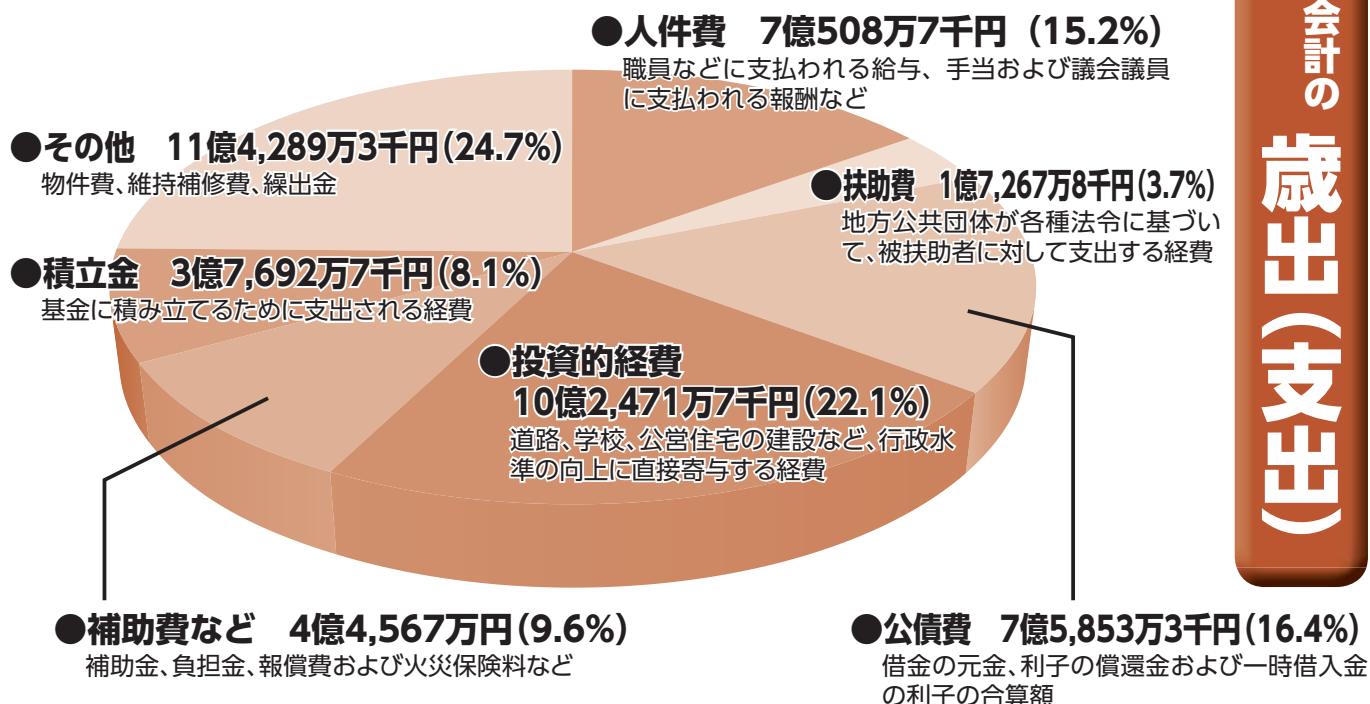


平成21年度

46億2,650万5千円

一般会計の
歳出(支出)



実質赤字比率は？

上ノ国町比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	15%	20%

連結実質赤字比率は？

上ノ国町比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	20%	40%

実質公債費比率は？

上ノ国町比率	早期健全化基準	財政再生基準
15.2%	25%	35%

将来負担比率は？

上ノ国町比率	早期健全化基準	財政再生基準
28.0%	350%	—

公営企業会計資金不足比率

水道事業	簡易水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業	経営健全化基準
—	—	—	—	20%

※上ノ国町は「健全化判断比率」が全て基準を下回っていることから、財政の健全性が保たれているといえます。

健全化法において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生性の必要を判断するためのものとして、4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならぬとされています。

早期健全化基準とは？

早期健全化基準を超えた場合、その市町村は財政健全化計画の策定が義務づけられます。

財政再生基準とは？

再生基準を超えた場合、市町村は財政再生計画の策定が義務づけられます。財政再生計画に対して国の同意がない場合は、一部を除き地方債の起債が制限されます。

経営健全化基準とは？

公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、その公営企業会計は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

健全化判断比率の状況について